

令和 8 年度第 7 回 佐賀地方最低賃金審議会 佐賀県最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和 8 年 9 月 1 日（火）
12:30～17:25
- 2 開催場所：佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 1
佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 2 0 号
- 3 出席者：公益代表委員 3 名
 労働者代表委員 3 名
 使用者代表委員 1 名
- 4 議 題：(1) 佐賀県最低賃金額の改正について
(2) その他
- 5 議事要旨：(1) 公使、公労に分かれ個別協議を重ね、全体審議となったが、意見の合意に至らなかったため、公益委員見解が示された。
(2) 改定額の採決を行い、過半数（賛成 4 反対 2）の賛成で可決された。
佐賀県最低賃金を 1 時間 1, 0 9 5 円（現行＋6 5 円）とし、発効日については、業務改善助成金の活用機会の創出という観点から令和 8 年 11 月 15 日とする結論が得られたことから、その内容を本審議会に報告することとされた。
(3) 事務局から本審議会の開始時間について説明が行われた。